

内閣参質八四第六号

昭和五十三年一月十三日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の心臓病児の手術に必要な輸血用血液の確保等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の心臓病児の手術に必要な輸血用血液の確保等

に関する質問に対する答弁書

一について

新鮮血液を含む各種血液製剤の供給は、各血液センターにより行われているが、心臓病の手術等に必要な新鮮血液については、その有効期間が短いこと等を考慮し、献血の予約登録者を確保して必要に応じ献血を依頼することにより、その供給の円滑化を図るよう試みることにし、昭和五十三年度予算の政府原案において、予約登録推進員の設置、県単位の新鮮血液確保対策推進委員会の設置等に要する経費数県分を計上している。

二について

昭和五十三年度予算の政府原案において、琉球大学保健学部附属病院に集中治療部（ICU）

を設置するため、看護婦等の定員措置を行うとともに設備費を計上し、心臓手術の術後患者等を濃密な治療・看護を要する重症患者の受入態勢を整備するよう配慮しているところである。